

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 職員の子育休業等に関する条例の一部改正 (人事課) 8
- 亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正 (社会教育課) 8
- 亀岡市野外活動施設条例の一部改正 (社会教育課) 9
- 亀岡市営住宅管理条例の一部改正 (建築住宅課) 11
- 亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例 (総務・経営課) 11
- 亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例 (総務・経営課) 13
- 亀岡市水道事業給水条例 (お客様サービス課) 16
- 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正 (人事課) 29
- 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正 (人事課) 32
- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (議会事務局) 33

—— 規 則 ——

- 亀岡市税条例施行規則の一部改正 (税務課) 34
- 亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部改正 (都市計画課) 36

- 職員の子育休業等に関する規則の一部改正 (人事課) 37
- 期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正 (人事課) 37

—— 告 示 ——

- 亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部改正 (市民課) 39
- 指定代理納付者の指定 (ふるさと創生課) 42
- 市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 43
- 公示送達 (保険医療課) 43
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 45
- 亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱の一部改正 (保育課) 46
- 公示送達 (保険医療課) 47
- 住民基本台帳からの職権消除 (市民課) 47
- 公示送達 (保険医療課) 48
- 公示送達 (高齢福祉課) 48
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (土木管理課) 49
- 公示送達 (保険医療課) 50
- 公示送達 (税務課) 50
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更による図書の縦覧 (都市計画課) 51
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 52

○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	52	選挙管理委員会欄	
○亀岡市公の施設の指定管理者の指定 (財産管理課)	53	—— 告 示 ——	
○公示送達 (保険医療課)	53	○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	70
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	54	○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	70
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	54	○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	70
○亀岡市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金及び地域介護・福祉空間整備推進補助金交付要綱の一部改正 (高齢福祉課)	54	○亀岡市篠町土地改良区総代選挙における選挙立会人の変更	71
—— 公 告 ——		○亀岡市篠町土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名	72
○一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課)	56	○亀岡市篠町土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名	72
○本市職員採用試験の結果 (人事課)	59	市立病院欄	
○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課)	60	—— 規 程 ——	
—— 任免及び辞令 ——		○亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正	73
教育委員会欄			
—— 規 則 ——			
○亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部改正	61		
○亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部改正	62		
○亀岡市野外活動施設条例施行規則の一部改正	65		
—— 告 示 ——			
○亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒の就学に関する事務処理規程の一部改正	67		

公布された条例のあらまし

職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例要綱

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。

- 1 非常勤職員について、特に必要と認められる場合には、当該子が2歳に達する日まで育児休業をすることができることとする事とした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市放課後児童健全育成事業の 実施に関する条例の一部を改正す る条例要綱

- 1 放課後児童会の開設時間について、延長保育が必要と認めるときは、土曜日を除き、午後6時30分まで延長することができることとした。
- 2 延長保育に係る保育料は、通常の負担金のほか、児童一人当たり月額500円とすることとした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市野外活動施設条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市七谷川野外活動センターの整備に伴い、使用料を次のように改正することとした。

	区 分	現 行	改正後	備 考
キャンプ場宿泊料	大人1人1泊	640円	750円	
	小人1人1泊	200円	300円	
テント使用料	キャンプテント	2,160円 (定員10人)	2,160円 (定員6人)	
	持込みテント	640円	1,080円	
さくらツリーハウス使用料	1棟1泊 1棟1日	— 1,080円	5,400円 2,700円	4人用

※ 亀岡市民が使用する場合の使用料は、上記料金の2分の1の額とする。

※ 小人とは、小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。

- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例要綱

- 1 公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅入居者である認知症患者等からの収入申告義務を緩和することとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、市営住宅入居者である認知症患者等からの収入申告義務を緩和する規定については、平成30年度以降の年度の市営住宅の家賃について適用することとした。

亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例要綱

- 1 簡易水道事業を水道事業に統合することに伴い、関係する条例を次のとおり改正することとした。
 - (1) 亀岡市簡易水道事業特別会計と亀岡市上水道事業会計とを亀岡市水道事業会計として統合することとした。
 - (2) 水道事業への統合に伴い、分担金の徴収規定を整備することとした。
 - (3) 関係条例の廃止及びその他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例要綱

- 1 地方公営企業法に基づく関係条例の規定を統合することとした。
- 2 簡易水道事業を水道事業に統合することに伴い、水道事業の経営の基本となる事項（給水区域、給水人口、一日最大給水量）を改めることとした。
- 3 飲料水供給施設を水道事業の附帯事業とし、地方公営企業法を適用することとした。
- 4 関係条例の廃止及び改正並びにその他所要

の規定整備を図ることとした。

- 5 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市水道事業給水条例要綱

- 1 簡易水道事業の水道事業への統合及び社会経済情勢を踏まえた制度内容への見直しを行うため、亀岡市上水道事業給水条例の全部を改正し、亀岡市水道事業給水条例を制定することとした。
- 2 関係条例の廃止及び改正並びにその他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置及び特例を定めることとした。
- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、本給及び勤勉手当の支給割合等について、次のとおり改正することとした。

(1) 本給の改正

世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら給料表の給料月額を増額改定することとした（改定率 平均0.17%）。

(2) 勤勉手当の支給割合の改正

ア 平成29年12月支給の勤勉手当の支給割合を0.1月分（再任用職員は、0.05月分）引き上げて、次のとおりとすることとした。

	現 行	改正案	増 減
（一般職員）	100分の85	100分の95	100分の10
（幹部職員）	100分の105	100分の115	100分の10
（再任用一般職員）	100分の40	100分の45	100分の5
（再任用幹部職員）	100分の50	100分の55	100分の5

イ 平成30年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

	6月期	12月期	計
期 末 手 当			
（一般職員）	100分の122.5	100分の137.5	100分の260
（幹部職員）	100分の102.5	100分の117.5	100分の220
（再任用一般職員）	100分の65	100分の80	100分の145
（再任用幹部職員）	100分の55	100分の70	100分の125
勤 勉 手 当			
（一般職員）	100分の90	100分の90	100分の180
（幹部職員）	100分の110	100分の110	100分の220
（再任用一般職員）	100分の42.5	100分の42.5	100分の85
（再任用幹部職員）	100分の52.5	100分の52.5	100分の105
合 計			
（一般職員）	100分の212.5	100分の227.5	100分の440
（幹部職員）	100分の212.5	100分の227.5	100分の440
（再任用一般職員）	100分の107.5	100分の122.5	100分の230
（再任用幹部職員）	100分の107.5	100分の122.5	100分の230

2 この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用することとした。ただし、1の(1)の改正については、平成29年4月1日から、1の(2)のイの改正については、平成30年4月1日から施行することとした。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を年間0.05月分引き上げることとした。

ア 平成29年12月支給の期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
12月	1.70月分	1.75月分

イ 平成30年度からの期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
6月	1.55月分	1.575月分
12月	1.75月分	1.725月分
合計	3.30月分	3.30月分

2 この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用することとした。ただし、1のイの改正については、平成30年4月1日から施行することとした。

条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第26号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「という。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当

該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
 - (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- 第3条第7号中「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第27号

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する

る条例（平成21年亀岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「気象警報発令」を「気象警報発表」に改め、同条第2項中「午後6時までとする。ただし」を「午後6時まで」に改め、同項の次に次のただし書を加える。

ただし、教育長が必要と認めるときは、土曜日を除き、開設時間を午後6時30分まで延長することができる。

第7条第2項中「1回当たり200円」を「1回当たり200円、午後6時から6時30分までの利用については、月額500円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市野外活動施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第28号

亀岡市野外活動施設条例の一部を
改正する条例

亀岡市野外活動施設条例（昭和57年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

野外活動センター使用料

大人	1人	540円
小人		200円

備考

- 1 小人とは、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。
- 2 市民が使用する場合の使用料は、2分の1の額とする。

別表第2（第6条関係）

施設使用料

(1) キャンプ場宿泊料

大人	1人1泊	750円
小人		300円

(2) テント使用料

キャンプテント（6人用）	1張1泊	2,160円
持込みテント		1,080円

(3) スポーツハウス使用料

和室	1人1日	200円
会議室		200円

(4) さくらツリーハウス使用料

1棟1泊（4人用）	5,400円
1棟1日（4人用）	2,700円

備考

- 1 小人とは、法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒をいう。
- 2 市民が使用する場合の使用料は、2分の1の額とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成29年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第29号

亀岡市営住宅管理条例の一部を改
正する条例

亀岡市営住宅管理条例（平成9年亀岡市条例
第48号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第11条」を「第12
条」に改める。

第14条第1項ただし書中「申告がない場
合」の次に「（次条第1項ただし書に規定する
場合を除く。）」を、「規定による」の次に
「報告の」を加える。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が公営住宅法施行規則第8
条各号に掲げる者に該当する場合において、
収入を申告すること及び第36条第1項の規
定による報告の請求に応じることが困難であ
ると市長が認めるときは、この限りでない。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に
改め、同条第3項中「基づき」の次に「（同項
ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅
法施行規則第9条に規定する方法により）」を
加える。

第31条第2項中「第2項」の次に「（第
15条第1項ただし書に規定する場合にあって
は、令第8条第3項において準用する同条第2
項）」を加える。

第39条及び第40条中「第11条」を「第

12条」に改める。

第53条第2項中「同条第3項中「第1項」
とあるのは「第53条第1項」」を「同条第1
項ただし書中「第36条第1項」とあるのは
「第54条において準用する第36条第1
項」」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀岡市営住宅管理
条例第14条第1項、第15条（同条例第
53条第2項において準用する場合を含
む。）及び第31条第2項の規定は、平成
30年度以降の年度の市営住宅の毎月の家賃
について適用する。

「揭示済」

亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道事業に統合
することに伴う関係条例の整備に関する条例を
ここに公布する。

平成29年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第30号

亀岡市簡易水道事業を亀岡市水道
事業に統合することに伴う関係条
例の整備に関する条例

（亀岡市特別会計条例の一部改正）

第1条 亀岡市特別会計条例（昭和39年亀岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第9号中

「亀岡市上水道事業会計
上水道事業を行うため」を

「亀岡市水道事業会計
水道事業を行うため」に改め、

同号を同条第8号とし、同条中第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第3条中「、第5号及び第6号」を「、第4号及び第5号」に改める。

（亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例の一部改正）

第2条 亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例（平成21年亀岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名中「水道未普及地域解消事業」を「水道事業」に改める。

第1条中「亀岡市水道未普及地域解消事業（以下「事業」という。）において水道未普及地域解消事業分担金（以下「分担金」という。）」を「水道事業の費用に充てるための分担金」に改める。

第5条を第7条とし、第4条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（給水条例の適用除外）

第6条 第2条に掲げる事業により施行する配水施設等の設置及び給水装置の新設等で、第4条に規定する分担金を賦課するものにあつては、亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）第7条、第8条及び第36条の規定にかかわらず、給水装置工場の費用、配水施設等設置負担金及び加入金は、徴収しない。

第3条第2項を削り、同条を第4条とする。第2条中「上下水道事業管理者」を「水道

事業の管理者の権限を行う市長」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（適用範囲）

第2条 この条例を適用する水道事業は、亀岡市が行う事業のうち、次に掲げるものとする。

(1) 水道が整備されていない地域において水道施設を整備する事業（厚生労働大臣が適当と認めた水道未普及地域解消計画に基づき施行するものに限る。）

(2) 簡易水道事業を水道事業に統合する事業（簡易水道事業統合計画に基づき施行するものに限る。）

（亀岡市簡易水道事業基金条例及び亀岡市簡易水道建設事業分担金徴収条例の廃止）

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 亀岡市簡易水道事業基金条例（昭和39年亀岡市条例第5号）

(2) 亀岡市簡易水道建設事業分担金徴収条例（昭和41年亀岡市条例第16号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（亀岡市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正前の亀岡市特別会計条例第1条に規定する亀岡市簡易水道事業特別会計に係る決算上の剰余又は不足、債権、債務及び資産は、亀岡市水道事業会計に引き継ぐものとする。

（亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正前の亀岡市水道未普及地域解消事業分担金条例の規定によりな

された処分、手続その他の行為は、改正後の
亀岡市水道事業分担金条例の規定によりなされ
たものとみなす。

「揭示済」

亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例を
ここに公布する。

平成29年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第31号

亀岡市上下水道事業の設置等に関
する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和
27年法律第292号。以下「法」とい
う。）の規定に基づき、本市が経営する水道
事業及び下水道事業（これらに附帯する事業
を含む。以下「上下水道事業」という。）に
ついて必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 生活用水その他の浄水を市民に供給す
るため、水道事業（附帯する飲料水供給施設
を含む。）を設置する。

2 下水を排除し、又は処理するため、下水道
事業を設置する。

(地方公営企業法の全部適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施
行令（昭和27年政令第403号）第1条第
2項の規定に基づき、下水道事業に地方公営
企業法の全部を適用する。

(経営の基本)

第4条 上下水道事業は、常に企業の経済性を
発揮するとともに、公共の福祉を増進するよ
うに運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域等は、次のとおりとす
る。

- (1) 給水区域は、三宅町、東堅町、西堅町、
突抜町、横町、北古世町、京町、呉服町、
旅籠町、新町、中矢田町、塩屋町、柳町、
本町、紺屋町、南郷町、西町、内丸町、追
分町、北町、河原町、北河原町、吉川町、
東つつじヶ丘、西つつじヶ丘及び南つつじ
ヶ丘の全部並びに古世町、矢田町、上矢田
町、下矢田町、荒塚町、安町、余部町、宇
津根町、西別院町、曾我部町、蔦田野町、
本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町、大井
町、千代川町、馬路町、旭町、千歳町、河
原林町、保津町及び篠町の一部の区域内と
する。

(2) 給水人口は、87,700人とする。

(3) 一日最大給水量は、39,500立方
メートルとする。

(4) 飲料水供給施設の給水区域は、東別院町
小泉の一部の区域内とする。

3 下水道事業の事業区域等は、下水道法（昭
和33年法律第79号）第4条第1項の規定
により定めた事業計画の区域等とする。

(管理者)

第5条 法第7条ただし書及び地方公営企業法
施行令第8条の2の規定に基づき、上下水道
事業に管理者を置かないものとし、管理者の
権限は、市長が行う。

(組織)

第6条 法第14条の規定により、上下水道事
業の管理者の権限に属する事務を処理させる
ため、上下水道部を置く。

(利益処分の方法及び積立金の取崩し)

第7条 上下水道事業において毎事業年度利益

を生じた場合に前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、補填残額の全部又は一部を積立金に積み立てることができる。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号の目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的
- (3) 利益積立金 欠損金をうめる目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

（資本剰余金）

第8条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次の各号に定める方法により処分するものとする。この場合、次の各号の順に処分するものとする。

- (1) 利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法
- (2) 前号の方法により処分した後の額の2分の1を資本金に組み入れる方法

（重要な資産の取得及び処分）

第9条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件

5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第11条 上下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が2,000,000円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1,000,000円以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第12条 上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

4 前3項の規定による書類の提出があつたときは、市長は、遅滞なく公告の方法によりこれを公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(亀岡市上下水道事業の組織等に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 亀岡市上下水道事業の組織等に関する条例(平成12年亀岡市条例第2号)

(2) 亀岡市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年亀岡市条例第27号)

(3) 亀岡市下水道事業の設置等に関する条例(昭和55年亀岡市条例第9号)

(4) 亀岡市下水道事業に地方公営企業法を適用する条例(昭和56年亀岡市条例第18号)

(5) 亀岡市簡易水道設置条例(昭和39年亀岡市条例第14号)

(6) 亀岡市飲料水供給施設設置条例(昭和42年亀岡市条例第10号)

(亀岡市情報公開条例の一部改正)

3 亀岡市情報公開条例(平成12年亀岡市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、上下水道事業管理者」を「(水道事業及び下水道事業の管理者の権

限を行う市長を含む。)」に改める。

(亀岡市個人情報保護条例の一部改正)

4 亀岡市個人情報保護条例(平成12年亀岡市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、上下水道事業管理者」を「(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」に改める。

(亀岡市防災会議条例の一部改正)

5 亀岡市防災会議条例(昭和38年亀岡市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項第2号中「、上下水道事業管理者」を削る。

(亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

6 亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年亀岡市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条中「上下水道事業管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

7 亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和56年亀岡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「上下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

「揭示済」

亀岡市水道事業給水条例をここに公布する。

平成29年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第32号

亀岡市水道事業給水条例

亀岡市上水道事業給水条例（昭和33年亀岡市条例第28号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条－第15条）
- 第3章 給水（第16条－第25条）
- 第4章 料金等（第26条－第39条）
- 第5章 貯水槽水道（第40条－第41条）
- 第6章 管理（第42条－第47条）
- 第7章 布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格（第48条－第50条）
- 第8章 補則（第51条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、亀岡市水道事業（飲料水供給施設を除く。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 亀岡市水道事業の給水区域は、亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成

29年亀岡市条例第31号）第4条第2項第1号に定める区域とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を給水するために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 定例日 料金算定の基準日として、あらかじめ水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定めた日をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の2種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸若しくは2箇所以上で共用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の申込み）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書その他の書類の提出を求めることができる。

（給水装置の新設等の不承認）

第6条 配水管その他水道施設（以下「配水施設等」という。）の設置されていない場所（配水施設等が設置されていてもその能力が限界に達している場所を含む。）においては、

給水装置の新設又は増径の申込みを承認しないことがある。ただし、工事申込者が第8条に規定する配水施設等設置負担金を負担するときは、この限りでない。

2 前項に規定する場所における配水施設等の設置は、給水装置工事の申込者の申請により管理者が施行する。ただし、管理者の許可を得たときは、別に管理者が定めるところにより、工事申込者において施行することができる。

3 前項ただし書の規定により設置した配水施設等は、市の所有とする。

(給水装置工事の費用負担)

第7条 給水装置工事に要する費用は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるものは、市がその費用を負担することができる。

(配水施設等設置負担金)

第8条 管理者は、第6条に規定する場所において給水装置を新設し、又は増径しようとする者から、別に管理者が定めるところにより、配水施設等の設置に要する費用及びこれに附随する費用の範囲内において、負担金を徴収することができる。

(給水装置工事の施行)

第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、竣工後に管理者の検査を受けなければならない。

(給水装置の構造及び材質)

第10条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第5条に規定するとこ

ろによる。

(給水管及び給水用具の指定)

第11条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第12条 管理者が施行する給水装置工事の費用は、次の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路及び建造物その他の復旧費
- (6) 工事監督費
- (7) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定するもののほか、工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第13条 管理者において給水装置工事を施行するときは、工事申込者は、設計により算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要が

ないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の概算額は、施行後これを精算し、過不足があるときは、これを還付又は追徴する。ただし、その額がこれに要する費用の実費に満たないときは、還付又は追徴しないことができる。

(復旧責任)

- 第14条 給水装置工事の施行に伴い、土地又は建造物その他の復旧を要するものがあるときは、工事申込者において行うものとする。

(給水装置の変更等の工事)

- 第15条 管理者は、配水管の移転その他の特別な理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

- 2 前項の工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

- 第16条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか制限又は停止することはない。

- 2 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても管理者は、その責めを負わない。

(給水使用の制約)

- 第17条 給水は、濫用し、又は許可なく他に分与し、若しくは販売してはならない。

(給水契約の申込み)

- 第18条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理

者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

- 第19条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認められたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置き、管理者に届け出なければならない。代理人を変更した場合も同様とする。

(総代理人の選定)

- 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、総代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。総代理人に変更がある場合も同様とする。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

- 2 管理者は、前項の総代理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

- 第21条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

- 第22条 メーターは、管理者が設置して水道の使用者又は総代人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

- 3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又は毀損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第23条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 消火演習に使用するとき。
- (3) 臨時用に使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 共用給水装置の使用戸数又は箇所数に異動があったとき。
- (4) 消火に使用したとき。

(水道使用者等の管理上の責任)

第24条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出、又は修繕その他必要な処置をしなければならない。

2 管理者は、前項の規定による届け出がなくても必要と認めるときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

3 前2項の修繕に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、徴収しないことができる。

4 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置、メーター及び水質の検査)

第25条 管理者は、給水装置又はメーターの機能若しくは供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要するときは、その実費額を徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、メーターの検査

の結果、公差100分の8以上の差異があるときは、検査に要した費用は、徴収しない。

第4章 料金等

(料金の支払義務)

第26条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第27条 料金は、2箇月を単位とする期間(以下「期」という。)につき、次の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金を合算した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

メーターの 口径	基本料金		従量料金		
	基本水量	金額	使用水量段階区分		金額
13ミリメートル	20立方メートル	1,800円	第1段	1立方メートル以上50立方メートル以下（基本水量の定めがあるものは基本水量を超え50立方メートル以下）	1立方メートル当たり120円
20ミリメートル	20立方メートル	1,800円			
25ミリメートル	20立方メートル	4,000円			
40ミリメートル		9,800円	第2段	51立方メートル以上100立方メートル以下	1立方メートル当たり130円
50ミリメートル		14,600円	第3段	101立方メートル以上1,000立方メートル以下	1立方メートル当たり150円
75ミリメートル		36,600円			
100ミリメートル以上		62,400円	第4段	1,001立方メートル以上	1立方メートル当たり170円

2 メーターを共用する集合住宅及びアパートの料金は、管理者が適当と認めるときは、各戸のメーターの口径を13ミリメートルとみなし、かつ、使用水量を各戸が均等に使用したものとみなし、第1項の規定により算出した各戸の額の合計額とすることができる。

3 基本料金は、使用水量の有無にかかわらず徴収する。

（料金の算定）

第28条 料金は、隔月の定例日にメーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日の属する期分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、これを変更することができる。

（水量の認定）

第29条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 障害のため点検のできないとき。
- (3) 料金算定基準の届出が事実と相違するとき。
- (4) その他使用水量が不明のとき。

（共用給水装置等の水量の認定）

第30条 共用給水装置の水量及び1個のメーターで計量する2戸以上の使用水量は、各戸均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、各戸の水量を認定することができる。

（特別な場合における料金の算定）

第31条 期中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとし、それぞれの額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

- (1) メーターの口径が25ミリメートル以下の場合において、使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額とする。
- (2) メーターの口径が25ミリメートル以下の場合において使用水量が基本水量の2分の1を超

えるときは、1期分の使用とみなして算定した額とする。

(3) メーターの口径が40ミリメートル以上の場合において使用期間が1月未満のときは、基本料金の2分の1の額と従量料金を合算した額とする。

(4) メーターの口径が40ミリメートル以上の場合において、使用期間が1月以上のときは、1期分の使用とみなして算定した額とする。

(特別給水の料金)

第32条 給水装置によらないで給水を行ったときの料金の額は、使用水量1立方メートルにつき400円とし、当該給水のため特に要した費用相当額との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。

2 前項の費用相当額算出について必要な事項は、別に管理者が定める。

(臨時使用の概算料金の前納)

第33条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(給水の停止又は制限の場合の料金)

第34条 料金は、給水の停止又は制限をしたときであっても減免しない。

(料金の徴収方法)

第35条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により期ごとに徴収する。ただし、管理者が必要があると認めたときは、この限りでない。

(加入金)

第36条 給水装置を新設し、又は増径しようとする者は、次の区分により算出した額に100分の108を乗じて得た額の加入金を納付しなければならない。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

区分	メーターの口径	加入金の額
1 口径加入金	ミリメートル	円
	13	40,000
	20	80,000
	25	140,000
	40	600,000
	50	1,000,000
	75	2,000,000
	100	4,000,000
	(1) 150ミリメートル以上のものは、管理者が規程で定める額とする。 (2) 増径の場合については、新口径と旧口径の加入金の額の差額とする。	
2 給水面積加入金	給水装置を新設する場合において、給水対象敷地面積(宅地造成地の場合は、造成敷地から公共用地を除いた面積)1平方メートル当たり500円	

- 2 前項で定めるもののほか、給水区域のうち次に掲げる区域において給水装置を新設しようとする者は、次の区分により算出した額に100分の108を乗じて得た額を前項の加入金とあわせて納付しなければならない。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

区分	区域	加入金の額
1 水道未普及地域加入金	水道未普及地域解消事業の施行地であって、管理者が規程で定める区域	管理者が規程で定める額
2 旧簡易水道地域加入金	廃止前の亀岡市簡易水道事業給水条例（昭和33年亀岡市条例第29号）第2条に定める給水区域のうち、管理者が規程で定める区域	管理者が規程で定める額

- 3 前2項の加入金は、当該新設又は増径の申込時に納付しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

- 4 既納の加入金は、給水装置工事を中止した場合等を除き還付しない。

（特別な場合における加入金の算定）

第37条 1個のメーターで2戸以上の使用水量を計量する共用給水装置における口径加入金の額は、各戸の引込管の口径に応じ前条第1項の規定を適用することにより定まる金額の合計額とする。

（手数料）

第38条 手数料は、次の各号の区分により申込者から申込みの際これを徴収する。

(1) 給水装置工事申請手数料

メーターの口径	手数料
25ミリメートル未満	1件につき 3,000円
25ミリメートル以上50ミリメートル未満	1件につき 6,000円
50ミリメートル以上	1件につき 9,000円

(2) 給水装置工事事業者指定手数料

1件につき 10,000円

(3) 各種証明手数料

1件につき 300円

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の費用を要するものについては、その実費を徴収する。

- 3 前2項に定める手数料及び実費は、特別の理由のない限り還付しない。

（料金、手数料等の軽減又は免除等）

第39条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を軽減又は免除し、若しくは分納させることができる。

- 2 前項の軽減、免除又は分納について必要な事項は、別に管理者が定める。

第5章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第40条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第41条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及び管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第6章 管理

(給水装置の検査等)

第42条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第43条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、施行令第5条に規定する基準に適合しないと認めるときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置

が、指定給水装置工事業者が施行した給水装置に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第44条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由が継続する間給水を停止し、損害のあったときは、これを賠償させることができる。

(1) 水道の利用者が、第12条の工事費、第24条第3項の修繕費、第27条の料金又は第38条の手数料を期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由なく第21条第2項のメーターの設置、第28条の使用水量の計量若しくは第42条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(4) 給水を濫用し、又は許可なく他人に分与し販売したとき。

(5) メーターの封印を破棄し、又は計量を不能にしたとき。

(6) 給水の中止若しくは停止中、止水栓又は制水弁を開栓し、又は管理者が施した封印を破棄したとき。

(給水装置の切離し)

第45条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者が1箇月以上所在が不明で、かつ、水道の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めるとき。

2 前項に要した費用は、所有者又は使用者の負担とする。

(過料)

第46条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

(1) 第21条第2項のメーターの設置、第28条の使用水量の計量、第42条の検査若しくは第44条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(2) 正規の手続を経ないで工事を行い、又は給水装置を使用した者（第47条に該当する場合を除く。）

(3) 給水栓を汚染の恐れのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、警告を発してもなおこれを改めない者

(4) 給水を濫用し、又は許可なく他人に分与し販売した者

(5) メーターの封印を破棄し、又は計量を不能にした者

(6) 給水の中止若しくは停止中、止水栓又は制水弁を開栓し、又は管理者が施した封印を破棄した者

2 市長は、第27条の料金又は第38条の手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

(罰則)

第47条 この条例に違反し、みだりに配水管より給水の設備を設けて給水する行為をした者は、1,000,000円以下の罰金又は50,000円以下の過料に処する。

第7章 布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格

(布設工事監督者を配置する工事)

第48条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) ちんでん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第49条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課

程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第50条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又

はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第8章 補則

（委任）

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(亀岡市簡易水道事業給水条例の廃止)

2 亀岡市簡易水道事業給水条例(昭和33年亀岡市条例第29号)は、廃止する。

(亀岡市下水道条例の一部改正)

3 亀岡市下水道条例(昭和57年亀岡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第17号中「亀岡市上水道事業給水条例(昭和33年亀岡市条例第28号)第2条第1号」を「亀岡市水道事業給水条例(平成29年亀岡市条例第32号)第3条第1号」に改める。

第3条第2項中「上下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改める。

(亀岡市地域下水道条例の一部改正)

4 亀岡市地域下水道条例(平成13年亀岡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「亀岡市上水道事業給水条例(昭和33年亀岡市条例第28号)第2条第1号又は亀岡市簡易水道事業給水条例(昭和33年亀岡市条例第29号)第3条」を「亀岡市水道事業給水条例(平成29年亀岡市条例第32号)第3条第1号」に改める。

(亀岡市飲料水供給施設給水条例の一部改正)

5 亀岡市飲料水供給施設給水条例(昭和43年亀岡市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「亀岡市飲料水供給施設」の次に「(以下「飲料水供給施設」という。)」を加え、「給水施設工事」を「給水装置工事」に改める。

第2条中「亀岡市飲料水供給施設」を「飲料水供給施設」に改める。

第4条中「乗じたもの」を「乗じて得た額」に、「給水装置使用者」を「飲料水供給施設の利用者」に改め、同条に次の1項を加

える。

2 計量給水によるメーター使用料は、次の区分により算定した額に100分の108を乗じて得た額とし、飲料水供給施設の利用者から徴収する。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

口径	料金(1個1期につき)
13ミリメートル	100円
20ミリメートル	160円
25ミリメートル	200円

第5条中「亀岡市簡易水道事業給水条例(昭和33年亀岡市条例第29号)」を「亀岡市水道事業給水条例(平成29年亀岡市条例第32号)」に、「第15条及び第20条第1項」を「第27条第1項、第36条、第46条、第47条、第51条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、飲料水供給施設の給水に関し必要な事項は、水道事業の例による。

(給水装置に関する経過措置)

6 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第2項による廃止前の亀岡市簡易水道給水条例(以下「旧簡易水道給水条例」という。)第7条第1項の規定により申込みがあった給水装置の新設又は増径に係る工事費及び加入金については、なお従前の例による。

(加入金に関する経過措置)

7 施行日前に旧簡易水道給水条例の規定によりされた給水装置の新設又は増径にあつては、第36条に規定する加入金の納付があつたものとみなす。

(料金算定に関する経過措置)

8 旧簡易水道給水条例第2条各号に規定する簡易水道の給水区域にあつては、第27条及

び次項の規定は、施行日以後最初の定例日後に計量した使用水量により算定する料金について適用し、同日前に計量した使用水量により算定する料金については、旧簡易水道給水条例の規定を適用する。

(旧保津簡易水道の料金の特例)

9 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間の旧簡易水道給水条例第2条第2号に規定する保津簡易水道の給水区域における料金は、第27条第1項の規定にかかわらず、1期につき次の各号に掲げる期間に応じて、当該各号の表の基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

用途区分	メーターの口径	基本料金		従量料金
		基本水量	金額	
家事用	13ミリメートル	16立方メートル	1,050円	基本水量を超える水量 1立方メートル当たり80円
	20ミリメートル	16立方メートル	1,110円	
	25ミリメートル	16立方メートル	1,150円	
家事用以外	13ミリメートル	32立方メートル	2,500円	
	20ミリメートル	32立方メートル	2,560円	
	25ミリメートル	32立方メートル	2,600円	
	40ミリメートル	32立方メートル	2,800円	
	50ミリメートル	32立方メートル	4,200円	

(2) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

用途区分	メーターの口径	基本料金		従量料金
		基本水量	金額	
家事用	13ミリメートル	16立方メートル	1,100円	基本水量を超える水量 1立方メートル当たり85円
	20ミリメートル	16立方メートル	1,160円	
	25ミリメートル	16立方メートル	1,200円	
家事用以外	13ミリメートル	32立方メートル	2,500円	
	20ミリメートル	32立方メートル	2,560円	
	25ミリメートル	32立方メートル	2,600円	
	40ミリメートル	32立方メートル	2,800円	
	50ミリメートル	32立方メートル	4,200円	

(3) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで

用途区分	メーターの口径	基本料金		従量料金
		基本水量	金額	
家事用	13ミリメートル	16立方メートル	1,150円	
	20ミリメートル	16立方メートル	1,210円	
	25ミリメートル	16立方メートル	1,250円	

家事用以外	13ミリメートル	32立方メートル	2,500円	基本水量を超える水量 1立方メートル当たり90円
	20ミリメートル	32立方メートル	2,560円	
	25ミリメートル	32立方メートル	2,600円	
	40ミリメートル	32立方メートル	2,800円	
	50ミリメートル	32立方メートル	4,200円	

(4) 平成33年4月1日から平成34年3月31日まで

用途区分	メーターの口径	基本料金		従量料金
		基本水量	金額	
家事用	13ミリメートル	16立方メートル	1,200円	基本水量を超える水量 1立方メートル当たり90円
	20ミリメートル	16立方メートル	1,260円	
	25ミリメートル	16立方メートル	1,300円	
家事用以外	13ミリメートル	32立方メートル	2,500円	
	20ミリメートル	32立方メートル	2,560円	
	25ミリメートル	32立方メートル	2,600円	
	40ミリメートル	32立方メートル	2,800円	
	50ミリメートル	32立方メートル	4,200円	

(5) 平成34年4月1日から平成35年3月31日まで

用途区分	メーターの口径	基本料金		従量料金
		基本水量	金額	
家事用	13ミリメートル	16立方メートル	1,250円	基本水量を超える水量 1立方メートル当たり95円
	20ミリメートル	16立方メートル	1,310円	
	25ミリメートル	16立方メートル	1,350円	
家事用以外	13ミリメートル	32立方メートル	2,500円	
	20ミリメートル	32立方メートル	2,560円	
	25ミリメートル	32立方メートル	2,600円	
	40ミリメートル	32立方メートル	2,800円	
	50ミリメートル	32立方メートル	4,200円	

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

10 施行日前に旧簡易水道給水条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、第6項から前項に定めるもののほか、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(経過措置の委任)

11 第6項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。

「揭示済」

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

平成29年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第33号

亀岡市一般職員の給与に関する条
例の一部を改正する条例

第1条 亀岡市一般職員の給与に関する条例
(昭和30年亀岡市条例第25号)の一部を
次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の
85」を「100分の95」に、「100分
の105」を「100分の115」に改め、
同項第2号中「100分の40」を「100
分の45」に、「100分の50」を
「100分の55」に改める。

附則第8項中「100分の1.275」を
「100分の1.425」に、「100分の
1.575」を「100分の1.725」に、
「100分の85」を「100分の95」に、
「100分の105」を「100分の
115」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

職員の区分	職務の級 号給	行政職給料表						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再任用職員以外の職員	1	円 142,600	円 192,700	円 228,900	円 262,000	円 288,000	円 318,500	円 362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900

30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	444,900
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	445,200

98			295,700	343,700	382,700	393,900		
99			296,100	344,100	383,100	394,200		
100			296,500	344,400	383,500	394,400		
101			296,700	344,700	383,800	394,600		
102			297,000	345,100	384,300			
103			297,400	345,500	384,700			
104			297,700	345,900	385,100			
105			297,900	346,400	385,400			
106			298,200	346,800	385,900			
107			298,600	347,200	386,300			
108			298,900	347,600	386,700			
109			299,100	348,100	387,000			
110			299,500	348,500	387,500			
111			299,900	348,800	387,900			
112			300,200	349,100	388,300			
113			300,300	349,600	388,600			
114			300,600					
115			300,900					
116			301,300					
117			301,500					
118			301,700					
119			302,000					
120			302,300					
121			302,700					
122			302,900					
123			303,200					
124			303,500					
125			303,800					
	再任用 職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	445,500
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	445,800
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100	
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400	
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600	
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800	
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100	
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400	
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600	
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	410,100	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	410,400	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	410,600	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	410,800	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	411,100	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	411,400	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	411,600	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	411,800	
94		294,400	342,200	381,100	392,900		
95		294,800	342,700	381,500	393,200		
96		295,200	343,100	381,900	393,400		
97		295,400	343,200	382,200	393,600		

第2条 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「及び附則第5項第3号」を削り、「及び第20条の3」を「及び第20条の3第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第4項中「。附則第5項第3号において同じ。」を削る。

第21条第1項中「及び附則第5項第4号」を削り、同条第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に改める。

附則第2項から第13項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項及び附則第8項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、前項の規定にかかわらず、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(国の例引用)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

「揭示済」

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第34号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。ただし、第

2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(給与の内払)

2 この条例による改正前の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の規定に基づいて、平成29年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

「揭示済」

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第35号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改め

る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(期末手当の内払)

2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、平成29年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「揭示済」

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第22号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成28年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第7条の表第2号の次に次のように加える。

第3号	<p>次の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 土地の区域における居住者の減少等に伴い地域コミュニティの維持が困難な既存集落であること。</p> <p>(2) 敷地間隔が100メートル以内にあるおおむね50以上の建築物が連たんしている土地の区域及びその区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる土地の区域にあつては、敷地間隔が100メートル以内にあるおおむね25以上の建築物が連たんしている土地の区域を含む区域であること。</p> <p>(3) 建築基準法第42条に規定する道路がおおむね配置され、排水施設及び給水施設が整備されている、又は整備されることが確実であり、建築物が建築されても支障のない土地であること。</p>
-----	---

第8条の表第2号の次に次のように加える。

第3号	<p>次の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 土地の区域における居住者の減少等に伴い地域コミュニティの維持が困難な既存集落であること。</p> <p>(2) 敷地間隔が100メートル以内にあるおおむね50以上の建築物が連たんしている土地の区域及びその区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる土地の区域にあつては、敷地間隔が100メートル以内にあるおおむね25以上の建築物が連たんしている土地の区域を含む区域であること。</p> <p>(3) 建築基準法第42条に規定する道路がおおむね配置され、排水施設及び給水施設が整備されている、又は整備されることが確実であり、建築物が建築されても支障のない土地であること。</p>
-----	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第23号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親」の次に「（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護する者又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができ

ない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（条例第2条の4第2号の規則で定める場合）
第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。
この場合において、同条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第24号

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和52年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「100分の170」を「100分の180」に、「100分の210」を「100分の220」に改め、同条第2項第1号中「100分の34」を「100分の38」に、「100分の42」

を「100分の46」に改め、同項第2号中「100分の51」を「100分の57」に、「100分の63」を「100分の69」に改め、同項第3号中「100分の59.5」を「100分の66.5」に、「100分の73.5」を「100分の80.5」に改め、同項第4号中「100分の68」を「100分の76」に、「100分の84」を「100分の92」に改め、同項第5号中「100分の76.5」を「100分の85.5」に、「100分の94.5」を「100分の103.5」に改める。

第8条の2第1項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第2項第1号中「100分の16」を「100分の18」に、「100分の20」を「100分の22」に改め、同項第2号中「100分の24」を「100分の27」に、「100分の30」を「100分の33」に改め、同項第3号中「100分の28」を「100分の31.5」に、「100分の35」を「100分の38.5」に改め、同項第4号中「100分の32」を「100分の36」に、「100分の40」を「100分の44」に改め、同項第5号中「100分の36」を「100分の40.5」に、「100分の45」を「100分の49.5」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の38」を「100分の36」に、「100分の46」を「100分の44」に改め、同項第2号中「100分の57」を「100分の54」に、「100分の69」を「100分の66」に改め、同項第3号中「100分の66.5」を「100分の63」に、

「100分の80.5」を「100分の77」に改め、同項第4号中「100分の76」を「100分の72」に、「100分の92」を「100分の88」に改め、同項第5号中「100分の85.5」を「100分の81」に、「100分の103.5」を「100分の99」に改める。

第8条の2第2項第1号中「100分の18」を「100分の17」に、「100分の22」を「100分の21」に改め、同項第2号中「100分の27」を「100分の25.5」に、「100分の33」を「100分の31.5」に改め、同項第3号中「100分の31.5」を「100分の29.75」に、「100分の38.5」を「100分の36.75」に改め、同項第4号中「100分の36」を「100分の34」に、「100分の44」を「100分の42」に改め、同項第5号中「100分の40.5」を「100分の38.25」に、「100分の49.5」を「100分の47.25」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第226号

亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱（平成25年亀岡市告示第156号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項第2号に掲げる代理人が申請者と同一世帯又は同一戸籍に属する場合は、当該申請者が申請書の署名欄に自署することをもって同号の委任状の提出に代えることができる。

第6条第2項中「第5項」を「第6項」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第6条関係)

亀岡市本人通知制度(変更・廃止)届出書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

届出者	住所 〒 <input type="text"/> 〒 <input type="text"/> 氏名 <input type="text"/>	電話 <input type="text"/>
届出者の区分	1 本人等(本人・同一世帯・同一戸籍) 3 代理人 2 法定代理人(親権者・後見人)	

亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第6条第1項の規定に基づき、登録の(変更・廃止)を次のとおり届け出ます。

代表者の氏名 (代表者署名欄)	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ 〒 <input type="text"/> 生年月日 <input type="text"/> 性別 <input type="text"/>	年 月 日
登録の内容を変更する項目	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 戸籍の表示	<input type="checkbox"/> 連絡先
変更前		登録 <input type="checkbox"/>
変更後		廃止 <input type="checkbox"/>

下の内容で、私は、登録の(変更・廃止)の届出を代表者に委任します。また、代表者と届出者が異なる場合は本届出について代表者が届出者に委任することを承諾します。(代表者は同一世帯又は同一戸籍の者です。)

氏名	〒 <input type="text"/> 生年月日 <input type="text"/> 性別 <input type="text"/>	年 月 日
登録の内容を変更する項目	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 筆頭者	<input type="checkbox"/> 連絡先
変更前		登録 <input type="checkbox"/>
変更後		廃止 <input type="checkbox"/>

氏名	〒 <input type="text"/> 生年月日 <input type="text"/> 性別 <input type="text"/>	年 月 日
登録の内容を変更する項目	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 筆頭者	<input type="checkbox"/> 連絡先
変更前		登録 <input type="checkbox"/>
変更後		廃止 <input type="checkbox"/>

氏名	〒 <input type="text"/> 生年月日 <input type="text"/> 性別 <input type="text"/>	年 月 日
登録の内容を変更する項目	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 筆頭者	<input type="checkbox"/> 連絡先
変更前		登録 <input type="checkbox"/>
変更後		廃止 <input type="checkbox"/>

氏名	〒 <input type="text"/> 生年月日 <input type="text"/> 性別 <input type="text"/>	年 月 日
登録の内容を変更する項目	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 筆頭者	<input type="checkbox"/> 連絡先
変更前		登録 <input type="checkbox"/>
変更後		廃止 <input type="checkbox"/>

- 備考
- 各欄に必要事項を記入し、該当するものに○印を付し、該当する□には印をつけてください。
 - 次の書類を提示し、又は提出してください。
 - あなたが本人であることを証明する書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)
 - あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
 - あなたがこの申請に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

※以下の欄には、記入をしないでください。

受付	処理	名簿入力	本人等の確認書類及び提出書類
		名簿番号	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券
		付箋処理	<input type="checkbox"/> その他()
		付箋確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状
変更・廃止日(受付日)	年 月 日		

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第227号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

平成29年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
ベリトランス株式会社
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
寄附金
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成29年12月1日から
平成30年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第228号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成29年12月1日から平成29年12月15日まで一般の縦覧に供する。

平成29年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 01160
- 2 路線名 東股線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間		備考
		最小幅員	最大幅員	
亀岡市紺屋町69番の1先から 亀岡市紺屋町69番の1先まで	前	3.15m	3.31m	変更後路線幅員 最小 1.83m 最大 7.60m
	後	5.70m	7.60m	
亀岡市紺屋町69番の1先から 亀岡市紺屋町69番の1先まで				変更後路線延長 301.25m

「揭示済」

亀岡市告示第229号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年12月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成29年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成28年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
3	決定通知	平成29年度	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成29年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成29年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成29年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成29年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成28年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
9	決定通知	平成29年度	国民健康保険料	省略	省略
10	更正通知	平成29年度	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成29年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成29年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成29年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成29年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
15	決定通知	平成29年度	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	平成29年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	平成29年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	平成29年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	平成29年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	平成29年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	平成29年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第230号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年12月5日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀2311-12055

1 当該者生年月日

昭和31年2月4日

2 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

3 交付した日

平成29年7月3日

4 無効になる日

平成29年12月5日

「揭示済」

亀岡市告示第231号

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱（平成11年亀岡市告示第45号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月5日

亀岡市長 桂川孝裕

別表中

「

平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号別紙「平成28年度子ども・子育て支援交付金交付要綱」。以下「交付要綱」という。）別紙に定める病児保育事業の基準額
平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成28年12月22日付け厚生労働省発雇児1222第1号厚生労働事務次官通知別紙「平成28年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」）別表に定める保育環境改善等事業の基準額

「

子ども・子育て支援交付金の交付について（平成29年4月18日付け府子本第281号別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」。以下「交付要綱」という。）別紙に定める病児保育事業の基準額
平成29年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成29年8月3日付け厚生労働省発子0803第2号厚生労働事務次官通知別紙「平成29年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」）別表に定める保育環境改善等事業の基準額

を

に改める。

」

」

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成29年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第232号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年12月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成29年度 第4期分	後期高齢者 医療保険料	省略	省略
2	更正通知	平成29年度	後期高齢者 医療保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第233号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年12月7日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 削除理由 実態調査に基づく職権削除

「揭示済」

亀岡市告示第234号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年12月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類		送達を受けるべき者	
			住 所	氏 名
1	納期限変更告知書	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第235号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により告示する。

平成29年12月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	平成29年度 介護保険料納入決定通知書	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定を準用し、告示日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

 亀岡市告示第236号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により次の市道の路線を電線共同溝を整備すべき道路として指定する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成29年12月14日から平成29年12月28日まで一般の縦覧に供する。

平成29年12月14日

亀岡市長 桂川孝裕

路 線 名	区 間	延 長	備 考
市道亀岡駅北線	亀岡市追分町谷筋7番地先から 亀岡市追分町下島21番地の3先まで	395.9m	
市道駅北余部線	亀岡市追分町一本木10番地の1先から 亀岡市余部町清水31番地の3先まで	568.6m	

「揭示済」

亀岡市告示第237号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類		送達を受けるべき者	
			住 所	氏 名
1	交付要求通知書	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第238号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	督促状 平成29年度第3期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成29年度第3期分 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成29年度第3期分 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成29年度第3期分 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成29年度第3期分 市府民税	省略	省略
6	督促状 平成29年度第3期分 市府民税	省略	省略
7	督促状 平成29年度第3期分 市府民税	省略	省略
8	督促状 平成29年度第3期分 市府民税	省略	省略
9	督促状 平成29年度第3期分 市府民税	省略	省略
10	督促状 平成29年度全期分 軽自動車税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、南丹都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市篠町柏原田中の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第240号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年12月26日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1902-25037

- 1 当該者生年月日
平成11年1月2日
- 2 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
平成28年4月1日
- 4 無効になる日
平成29年12月26日

「揭示済」

亀岡市告示第241号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年12月27日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0701-71073

- 1 当該者生年月日
昭和23年6月12日
- 2 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
平成28年9月2日
- 4 無効になる日
平成29年12月27日

「揭示済」

亀岡市告示第242号

亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）第3条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成29年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	南つつじヶ丘自治会	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第243号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類		送達を受けるべき者	
			住 所	氏 名
1	交付要求通知書	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第244号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀2302-71035

- 1 当該者生年月日
平成5年1月1日
- 2 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
平成28年4月1日
- 4 無効になる日
平成29年12月28日

「揭示済」

亀岡市告示第245号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀2302-71035

- 1 当該者生年月日
平成27年1月23日
- 2 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
平成28年4月1日
- 4 無効になる日
平成29年12月28日

「揭示済」

亀岡市告示第246号

亀岡市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金及び地域介護・福祉空間整備推進補助金交付要綱（平成20年亀岡市告示第157号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

題名を次のように改める。

亀岡市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 市長は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529

001号厚生労働省老健局長通知の別紙。以下「実施要綱」という。)に基づき、法第2条第3項に規定する公的介護施設等の整備に要する経費について、亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第2条中「法第4条」を「法第5条」に、「市町村整備計画」を「市町村計画」に改める。

第4条中「及び地域介護・福祉空間整備推進補助金」を削る。

第5条中「別記第2号様式」を「亀岡市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付申請書(別記第2号様式)」に改める。

第8条中「及び地域介護・福祉空間整備推進補助金」を削る。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式、別記第5号様式及び別記第7号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「及び地域介護・福祉空間整備推進補助金」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成29年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第81号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成29年12月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|--------------|---|
| (1) 工事番号 | 区第1号 |
| (2) 工事名 | 亀岡駅北地区外下水道管布設工事（その1） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市古世町向嶋地内 |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 |
| (5) 工事概要 | 工事延長 L=176.4m |
| | 土工 一式 |
| | 下水道管布設 D1NS(E)φ250 L=142.3m |
| | コンクリートブロック張り 控え12cm A=121.7㎡ |
| | 小口止め N=6箇所 |
| | 水管橋 SGP 250A |
| | STK400 450A L=37.7m |
| (6) 予定価格（税込） | 55,357,560円 |
| | 【入札書比較価格（税抜） 51,257,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から平成30年3月31日まで |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払
をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表に
より工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事
に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が
請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定さ
れた場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証
が必要）が請求できる。 |
| (11) 最低制限価格 | 採用 |
| (12) 入札保証金 | 免除 |

- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成29年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成29年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成29年12月7日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成29年12月7日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成29年12月14日（木） 午前9時から午後5時まで 平成29年12月15日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成29年12月18日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成29年12月13日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成29年12月19日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成29年12月21日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成29年12月25日（月） 午前9時から午後5時まで 平成29年12月26日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成29年12月27日（水） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第82号

平成29年亀岡市公告第44号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登載したので公告する。ただし、有効期限については、平成31年4月1日までとする。

平成29年12月8日

亀岡市長 桂川孝裕

(合格者受験番号)

事務Ⅰ (かめおか・未来・チャレンジ方式)

1003、1013、1024、1035
1053、1058、1060、1061
1079、1083、1086、1091
1098、1128

土木Ⅰ (かめおか・未来・チャレンジ方式)

2002

事務Ⅰ (一般方式)

3010、3018、3027、3038
3039、3046、3047、3052
3061、3078、3084、3097
3098、3099、3100

事務Ⅲ

4003

保育士

7002、7006、7007、7008
8002、8007

「揭示済」

亀岡市公告第83号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成29年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成29年12月20日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

山本 博

亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します
任期は平成31年11月30日までとします

平井 宏俊

亀岡市公益通報外部相談員に委嘱します
任期は平成31年11月30日までとします

平成29年12月1日

大西 章弘

尾崎 まこと

加藤 美智恵

楠 善夫

(各 通)

櫻井 俊則

永松 輝

廣辻 雅之

宗田 好史

森本 幸裕

亀岡市景観審議会委員に委嘱します

任期は平成31年12月20日までとします
平成29年12月21日

教育委員会欄

規則

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月21日

亀岡市教育委員会教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第9号

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（平成21年亀岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の表中

「

東別院小学校放課後児童会	亀岡市東別院町東掛岩脇9番地
--------------	----------------

」

を

「

亀岡小学校放課後児童会	亀岡市内丸町15番地
東別院小学校放課後児童会	亀岡市東別院町東掛岩脇9番地

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月23日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第10号

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（平成21年亀岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、午後6時から6時30分までの延長時間の入会を希望する保護者は、あわせて放課後児童会延長時間入会申請書（別記第1号様式の2）を提出しなければならない。

第5条第2項中「別記第2号様式）」の次に「及び放課後児童会延長時間入会承認（不承認）通知書（別記第2号様式の2）」を加える。

別記第1号様式中「警報発令時」を「警報発表時」に、「（ ）小学校放課後児童会」を「放課後児童会」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2（第5条関係）

放課後児童会延長時間入会申請書

年 月 日

(宛先)

亀岡市教育委員会 教育長

保護者 郵便番号
 住 所
 フリガナ
 氏 名 ㊟
 電 話 ()

下記の児童について、定められた時刻までに迎えに行くことを承認のうえ、放課後児童会延長時間入会を申請します。

なお、延長時間に係る負担金は、別途負担します。

記

フリガナ 児童氏名		性別	男・女	学年 年生
入会希望 月 日	年 月 日から		年 月 日まで	

別記第2号様式中「次のとおり」を「下記のとおり」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式を次のように改める。

第2号様式の2（第5条関係）

放課後児童会延長時間入会承認（不承認）通知書

年 月 日

(宛先)
 亀岡市教育委員会 教育長

放課後児童会退（休）会届

様

保護者 住 所

亀岡市教育委員会教育長 団

氏 名

連絡先電話（ ）

申請のありました放課後児童会の延長時間入会について、下記のとおり承認（不承認）しましたので通知します。

下記の児童について、（ ）放課後児童会退（休）会届を提出します。

記

入 会 の 可 否	承 認	不承認
不承認の理由		
児童の氏名及び生年月日	年 月 日	日生
放課後児童会名	放課後児童会	
入 会 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
負 担 金 の 額	月額	円
備 考	入会期間中であっても、入会基準に該当しなくなった場合には、入会を解除いたします。	

記

児童氏名	性別	男・女	年生
退(休)会種別	児童会退(休)会・延長時間退(休)会のみ		
退(休)会期	年 月 日から	(年 月 日まで)	

負担金は、退（休）会月まで納付しました。

年 月 日

保護者氏名： ㊞

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市野外活動施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月23日

亀岡市教育委員会教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第11号

亀岡市野外活動施設条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市野外活動施設条例施行規則（平成18年亀岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条中第10号を削り、第11号を第10号とする。

別記第1号様式及び別記第2号様式中

「

		使 用 料 区 分		単 位	使 用 料	減 免 欄	
使 用 料	A	センター使用	大 人	人 ×	円＝	円	
			小 人	人 ×	円＝	円	
	B	キャンプ場宿泊	大 人	人× 泊 ×	円＝	円	
			小 人	人× 泊 ×	円＝	円	
	C	キャンプテント(10人用)		張× 泊 ×	円＝	円	
		持込みテント		張× 泊 ×	円＝	円	
	D	さくらツリーハウス		棟× 日 ×	円＝	円	
	E	和 室		人× 日 ×	円＝	円	
		会 議 室		人× 日 ×	円＝	円	
	貸出備品()				合 計	円	

」

を

「

		使 用 料 区 分		単 位	使 用 料	減 免 欄
使 用 料	A	センター使用	大 人	人 ×	円＝	円
			小 人	人 ×	円＝	円
			未就学者	人	—	—
	B	キャンプ場宿泊	大 人	人× 泊 ×	円＝	円
			小 人	人× 泊 ×	円＝	円
			未就学者	人× 泊	—	—
	C	キャンプテント(6人用)		張× 泊 ×	円＝	円
		持込みテント		張× 泊 ×	円＝	円
	D	さくらツリーハウス(4人用)		棟× 泊(日) ×	円＝	円
E	和 室		人× 日 ×	円＝	円	
	会 議 室		人× 日 ×	円＝	円	
貸出備品()				合 計	円	

」

に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中

「

※使 用 料	センター使用料	大人	人 ×	円＝	円
		小人	人 ×	円＝	円
	キャンプ場宿泊料	大人	人 ×	円＝	円
		小人	人 ×	円＝	円
	キャンプテント(10人用)		張 ×	円＝	円
	持込みテント		張 ×	円＝	円
	さくらツリーハウス		棟 ×	円＝	円
	和 室		日 ×	円＝	円
会 議 室		日 ×	円＝	円	

」を

「

※使 用 料	センター使用料	大人	人 ×	円＝	円
		小人	人 ×	円＝	円
	キャンプ場宿泊料	大人	人 ×	円＝	円
		小人	人 ×	円＝	円
	キャンプテント(6人用)		張 ×	円＝	円
	持込みテント		張 ×	円＝	円
	さくらツリーハウス(4人用)		棟 ×	円＝	円
	和 室		日 ×	円＝	円
会 議 室		日 ×	円＝	円	

」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市教育委員会告示第4号

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒の就学に関する事務処理規程（平成14年亀岡市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月21日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、義務教育学校6年生から当該義務教育学校の7年生へ進級する者については、義務教育学校後期課程進級通知書（別記第2号様式の2）により通知し、又は小学校を卒業し、義務教育学校後期課程に就学する者、若しくは義務教育学校前期課程を修了し、異なる義務教育学校の後期課程に就学する者については、義務教育学校後期課程就学期日及び学校指定通知書（別記第2号様式の3）により通知しなければならない。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式の次に次の2様式を加える。

第2号様式の2（第2条関係）

様 年 月 日
保護者 様
亀岡市教育委員会 印

義務教育学校後期課程進級通知書

下記のとおり就学に関して通知します。

記

学 齢 生 徒 氏 名	通知書番号		
生 年 月 日	年 月 日	性 別	
入 学 期 日	年 月 日		
指 定 学 校			
備 考			

《留意事項》

- 1 義務教育学校後期課程開始式の日時及び就学準備等については、学校長からお知らせします。
- 2 指定しました学校以外の学校（国立・府立・私立等）に就学される場合は、その学校の入学許可証（承諾書）と本通知書・印鑑を持参のうえ、亀岡市教育委員会に届け出をしてください。
- 3 住所を変更された場合や本通知書に誤りがある場合は、亀岡市教育委員会まで連絡ください。
- 4 本通知書により指定しました学校について、「亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒の就学に関する事務処理規程」第5条に基づき、相当な理由があると認定される場合は、保護者からの申し立てにより変更することができます。指定学校変更の希望がある場合は、本通知書を受領後、速やかに亀岡市教育委員会へ申し出てください。
（指定学校の変更が認められる場合）
 (1) 義務教育学校後期課程進級後1学期中に他の校区に転居するために当初から転居予定先の学校に入学したい場合
 (2) 長期にわたる疾病のため通院中の生徒が病院の近くの学校に通学したい場合
 (3) 特別支援学級への入級該当生徒で、本通知の指定学校に特別支援学級がない場合
 (4) その他、教育委員会が特別な事情があると認めた場合

第2号様式（第2条関係）

様 年 月 日
保護者 様
亀岡市教育委員会 印

入学期日及び学校指定通知書

学校教育法施行令第5条の規定に基づき、下記のとおり入学に関して通知します。

記

学 齢 児 童 生 徒 氏 名	通知書番号		
生 年 月 日	年 月 日	性 別	
入 学 期 日	年 月 日		
指 定 学 校			
備 考			

《留意事項》

- 1 入学式の日時及び就学準備等については、学校長からお知らせします。
- 2 指定しました学校以外の学校（国立・府立・私立等）に就学される場合は、その学校の入学許可証（承諾書）と本通知書・印鑑を持参のうえ、亀岡市教育委員会に届け出をしてください。
- 3 住所を変更された場合や本通知書に誤りがある場合は、亀岡市教育委員会まで連絡ください。
- 4 本通知書により指定しました学校について、「亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒の就学に関する事務処理規程」第5条に基づき、相当な理由があると認定される場合は、保護者からの申し立てにより変更することができます。指定学校変更の希望がある場合は、本通知書を受領後、速やかに亀岡市教育委員会へ申し出てください。
（指定学校の変更が認められる場合）
 (1) 入学後1学期中に他の校区に転居するために当初から転居予定先の学校に入学したい場合
 (2) 長期にわたる疾病のため通院中の児童生徒が病院の近くの学校に通学したい場合
 (3) 特別支援学級への入級該当児童生徒で、指定学校に特別支援学級がない場合
 (4) その他、教育委員会が特別な事情があると認めた場合

第2号様式の3（第2条関係）

年 月 日

様
保護者 様

亀岡市教育委員会 印

義務教育学校後期課程就学期日及び学校指定通知書

下記のとおり就学に関して通知します。

記

	通知書番号	
学 齡 生 徒 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	性 別
就 学 期 日	年 月 日	
指 定 学 校		
備 考		

《留意事項》

- 1 義務教育学校後期課程開始式の日時及び就学準備等については、学校長からお知らせします。
- 2 指定しました学校以外の学校（国立・府立・私立等）に就学される場合は、その学校の入学許可証（承諾書）と本通知書・印鑑を持参のうえ、亀岡市教育委員会に届け出をしてください。
- 3 住所を変更された場合や本通知書に誤りがある場合は、亀岡市教育委員会まで連絡ください。
- 4 本通知書により指定しました学校について、「亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒の就学に関する事務処理規程」第5条に基づき、相当な理由があると認定される場合は、保護者からの申し立てにより変更することができます。指定学校変更の希望がある場合は、本通知書を受領後、速やかに亀岡市教育委員会へ申し出てください。

（指定学校の変更が認められる場合）

- (1) 義務教育学校後期課程就学後1学期中に他の校区に転居することが確実であるために当初から転居予定先の学校に入学したい場合
- (2) 長期にわたる疾病のため通院中の生徒が病院の近くの学校に通学したい場合
- (3) 特別支援学級への入級該当生徒で、本通知の指定学校に特別支援学級がない場合
- (4) その他、教育委員会が特別な事情があると認めた場合

附 則

この規程は、告示の日から実施する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第40号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成29年12月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1,499人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第41号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年12月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

24,977人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第42号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成29年12月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

12,489人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第43号

平成29年12月7日執行の亀岡市篠町土地改良区総代選挙における選挙立会人を次のとおり変更した。

平成29年12月1日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第1選挙区	省略	栗山義治	省略	奥村武美

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第44号

平成29年12月7日執行の亀岡市篠町土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成29年12月7日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	奥村信弘
	省略	奥村和行
	省略	木村栄一
第2選挙区	省略	栗山一也
	省略	木村一郎
	省略	隅田盛和
	省略	柴田武治
	省略	新宮理弘
	省略	平田米藏
	省略	富士原敏正
第3選挙区	省略	松本信利
	省略	村田匡弘
	省略	栗山和博
第4選挙区	省略	小西秀和
	省略	長澤則次
	省略	山田孝
第5選挙区	省略	小川富久
第6選挙区	省略	田中保次
	省略	安川浩司
	省略	石野文則
第7選挙区	省略	中井正博
	省略	中尾進
	省略	高木覚
	省略	木曾布恭
第8選挙区	省略	松岡重樹
	省略	中村典孝

第8選挙区	省略	中川昭則
	省略	安川正廣
第9選挙区	省略	上羽偉夫
	省略	堅田義博

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第45号

平成29年12月7日執行の亀岡市篠町土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成29年12月7日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	奥村信弘
	省略	奥村和行
	省略	木村栄一
第2選挙区	省略	栗山一也
	省略	木村一郎
	省略	隅田盛和
	省略	柴田武治
	省略	新宮理弘
	省略	平田米藏
	省略	富士原敏正
第3選挙区	省略	松本信利
	省略	村田匡弘
	省略	栗山和博
	省略	小西秀和
第4選挙区	省略	長澤則次
	省略	山田孝
第5選挙区	省略	小川富久

第6選挙区	省略	田中保次
	省略	安川浩司
	省略	石野文則
第7選挙区	省略	中井正博
	省略	中尾進
	省略	高木覚
	省略	木曾布恭
第8選挙区	省略	松岡重樹
	省略	中村典孝
	省略	中川昭則
	省略	安川正廣
第9選挙区	省略	上羽偉夫
	省略	堅田義博

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月23日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第2号

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第5条中「308,000円」を「308,300円」に改める。

附則第7項中「100分の1.275」を「100分の1.425」に、「100分の1.575」を「100分の1.725」に、「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改める。

別表第1、別表第2及び別表第7を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

職員の 区分	職務 の級 号給	行政職給料表						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員	1	円 142,600	円 192,700	円 228,900	円 262,000	円 288,000	円 318,500	円 362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300

29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500

95	294,800	342,700	381,500	393,200					
96	295,200	343,100	381,900	393,400					
97	295,400	343,200	382,200	393,600					
98	295,700	343,700	382,700	393,900					
99	296,100	344,100	383,100	394,200					
100	296,500	344,400	383,500	394,400					
101	296,700	344,700	383,800	394,600					
102	297,000	345,100	384,300						
103	297,400	345,500	384,700						
104	297,700	345,900	385,100						
105	297,900	346,400	385,400						
106	298,200	346,800	385,900						
107	298,600	347,200	386,300						
108	298,900	347,600	386,700						
109	299,100	348,100	387,000						
110	299,500	348,500	387,500						
111	299,900	348,800	387,900						
112	300,200	349,100	388,300						
113	300,300	349,600	388,600						
114	300,600								
115	300,900								
116	301,300								
117	301,500								
118	301,700								
119	302,000								
120	302,300								
121	302,700								
122	302,900								
123	303,200								
124	303,500								
125	303,800								
	187,300	214,800	274,200	289,300	314,700	356,400			
再任用職員									

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	444,900
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	445,200
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	445,500
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	445,800
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100	
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400	
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600	
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800	
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100	
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400	
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600	
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	410,100	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	410,400	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	410,600	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	410,800	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	411,100	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	411,400	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	411,600	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	411,800	
94	294,400	342,200	381,100	392,900			

別表第2 (第2条関係)

医療職給料表 (1)

職員の 区分	職務 の級 号給	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
再任用 職員以 外の職 員	1	円 246,400	円 331,800	円 396,700	円 471,100	円 566,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400	569,200
	3	251,400	337,700	402,500	475,600	572,300
	4	253,900	340,700	405,300	477,900	575,400
	5	256,200	343,400	408,000	480,200	578,300
	6	260,000	346,700	410,700	482,400	580,700
	7	263,800	349,800	413,500	484,600	583,100
	8	267,600	352,900	416,200	486,800	585,500
	9	271,200	355,700	418,600	488,800	587,700
	10	275,200	358,600	421,300	490,900	589,200
	11	279,200	361,700	423,900	493,000	590,700
	12	283,200	364,900	426,600	495,100	592,200
	13	287,000	367,900	429,000	497,200	593,700
	14	291,000	371,500	431,500	499,300	594,800
	15	294,900	374,700	433,900	501,400	595,900
	16	298,800	378,400	436,400	503,500	596,800
	17	302,600	382,000	438,500	505,600	598,000
	18	306,200	384,700	440,900	507,600	599,000
	19	309,700	387,500	443,200	509,600	600,000
	20	313,300	390,200	445,600	511,600	601,000
	21	316,900	393,100	447,200	513,400	602,000
	22	320,600	395,700	449,600	515,200	603,000
	23	324,100	398,300	452,000	517,100	604,000
	24	327,600	400,700	454,300	519,000	605,000
	25	331,100	402,900	456,300	520,700	606,000
	26	333,900	405,200	458,600	522,500	607,000
	27	336,500	407,400	460,800	524,300	608,000
	28	339,100	409,700	463,100	526,100	609,000
	29	341,900	412,000	465,300	527,800	610,000
	30	344,000	414,100	467,600	529,600	
	31	346,200	416,100	469,900	531,400	
	32	348,600	418,200	472,100	533,200	

33	350,900	420,200	474,100	534,800
34	353,300	422,100	476,200	536,600
35	355,500	423,900	478,300	538,300
36	358,000	425,900	480,400	540,100
37	360,400	427,800	482,500	541,700
38	362,800	429,800	484,300	543,300
39	365,200	431,800	486,100	544,700
40	367,400	433,800	487,900	546,300
41	369,700	435,600	489,600	547,800
42	371,100	437,400	491,400	549,200
43	372,600	439,100	493,200	550,600
44	374,000	440,900	495,000	551,900
45	375,300	442,800	496,600	553,100
46	376,700	444,600	498,300	554,100
47	378,200	446,400	500,100	555,100
48	379,700	448,100	501,900	556,100
49	380,900	449,900	503,500	557,100
50	381,900	451,600	504,800	558,000
51	382,900	453,400	506,100	558,900
52	383,800	455,200	507,400	559,800
53	384,700	457,100	508,500	560,600
54	385,600	458,300	509,800	561,500
55	386,300	459,500	511,100	562,400
56	387,200	460,700	512,400	563,300
57	388,000	461,900	513,400	564,200
58	388,900	462,900	514,200	565,100
59	389,700	463,900	515,000	566,000
60	390,500	464,900	515,800	566,700
61	391,100	465,700	516,700	567,600
62	391,600	466,400	517,500	568,500
63	392,000	467,100	518,400	569,400
64	392,500	467,800	519,200	570,300
65	392,800	468,500	520,100	571,200
66		469,200	521,000	
67		469,900	521,700	
68		470,600	522,600	
69		470,900	523,500	
70		471,600	524,300	

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用職員以外の職員	1	円 147,500	円 185,400	円 220,900	円 247,000	円 279,000	円 326,300
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100

71	472,300	525,200			
72	473,000	526,100			
73	473,400	526,900			
74	474,000	527,800			
75	474,700	528,700			
76	475,400	529,400			
77	475,800	530,200			
78	476,400	531,100			
79	477,000	532,000			
80	477,500	532,900			
81	478,100	533,700			
82	478,600	534,600			
83	479,100	535,500			
84	479,600	536,400			
85	480,000	537,200			
86	480,600	538,100			
87	481,000	539,000			
88	481,500	539,900			
89	482,000	540,700			
90	482,600				
91	483,200				
92	483,600				
93	484,100				
94	484,700				
95	485,300				
96	485,900				
97	486,400				
再任用職員	295,800	338,200	392,600	465,600	565,500

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800	406,500
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200	406,700
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700	
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200	
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700	
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300	
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800	
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400	
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000	
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500	
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000	
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500	
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000	
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300	
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800	
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200	
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600	
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000	
86		289,100	325,000	345,900	387,500	
87		289,300	325,200	346,200	387,900	
88		289,500	325,600	346,500	388,300	
89		289,900	326,000	346,900	388,700	
90		290,100	326,400	347,200	389,200	
91		290,300	326,800	347,600	389,600	
92		290,500	327,200	347,900	390,000	
93		290,900	327,500	348,300	390,400	
94		291,100	327,700	348,600	390,900	
95		291,300	328,100	348,900	391,300	
96		291,600	328,400	349,200	391,700	
97		292,000	328,600	349,500	392,100	
98		292,300	328,900	349,900		
99		292,500	329,200	350,300		
100		292,800	329,500	350,700		
101		293,100	329,700	351,200		
102		293,300	330,000	351,600		
103		293,500	330,400	352,000		

32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800
33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100
34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400
35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700
36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900
37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000
38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200
39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300
40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400
41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200
42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000
43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800
44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600
45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000
46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600
47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100
48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500
49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900
50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200
51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500
52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800
53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100
54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400
55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700
56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000
57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300
58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300
61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500	405,900
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200	406,200

医療職給料表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用職員以外の職員	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400
	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100
	30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800
	31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700
	32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500
	33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200

104	293,800	330,600	352,400	
105	294,100	330,700	352,900	
106		331,000		
107		331,400		
108		331,600		
109		331,800		
110		332,200		
111		332,600		
112		333,000		
113		333,200		
再任用職員	188,300	243,100	256,500	281,700
				322,400

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、管理栄養士、栄養士、医療ソーシャルワーカー、臨床工学技士及びその他の職員で管理者が定めるものに適用する。

72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200
94	281,400	314,600	348,000	366,000	392,600
95	282,300	315,300	348,700	366,400	393,100
96	283,300	315,900	349,300	366,700	393,500
97	284,000	316,600	349,700	367,300	393,900
98	284,800	316,900	350,100	367,800	394,300
99	285,400	317,500	350,600	368,300	394,800
100	286,300	318,200	351,000	368,800	395,200
101	287,100	318,600	351,500	369,400	395,600
102	287,900	319,200	351,900	369,900	
103	288,700	319,800	352,400	370,400	
104	289,500	320,400	352,800	370,800	
105	290,200	320,800	353,100	371,400	
106	290,700	321,300	353,600	371,900	
107	291,200	321,800	354,000	372,400	
108	291,700	322,300	354,300	372,900	
109	291,900	322,700	354,800	373,500	

34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600	
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300	

148	303,900	335,400					
149	304,100	335,700					
150	304,300	336,100					
151	304,600	336,500					
152	304,900	336,900					
153	305,300	337,200					
154	305,500						
155	305,700						
156	306,000						
157	306,300						
158	306,600						
159	306,900						
160	307,200						
161	307,600						
162	307,900						
163	308,200						
164	308,500						
165	308,900						
166	309,200						
167	309,500						
168	309,800						
169	310,200						
再任用職員	234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800	

備考 この表は、病院に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

110	292,200	323,100	355,300	373,900			
111	292,400	323,400	355,800	374,400			
112	292,800	323,700	356,300	374,900			
113	293,100	324,100	356,800	375,500			
114	293,300	324,500	357,300				
115	293,700	324,900	357,800				
116	294,000	325,200	358,200				
117	294,300	325,400	358,600				
118	294,600	325,700	359,000				
119	294,900	326,100	359,500				
120	295,300	326,300	360,000				
121	295,600	326,500	360,400				
122	296,000	326,800	360,900				
123	296,300	327,100	361,400				
124	296,700	327,400	361,900				
125	296,900	327,600	362,200				
126	297,100	327,900					
127	297,400	328,300					
128	297,800	328,500					
129	298,000	328,600					
130	298,300	328,900					
131	298,700	329,300					
132	299,100	329,500					
133	299,300	329,800					
134	299,600	330,200					
135	300,000	330,600					
136	300,300	331,000					
137	300,500	331,300					
138	300,800	331,700					
139	301,200	332,100					
140	301,500	332,500					
141	301,700	332,800					
142	302,100	333,200					
143	302,500	333,500					
144	302,800	333,900					
145	302,900	334,200					
146	303,200	334,600					
147	303,500	335,000					

別表第7（第5条関係）

初任給調整手当

期間の区分	支給額 円
1年未満	308,300
1年以上2年未満	308,300
2年以上3年未満	308,300
3年以上4年未満	308,300
4年以上5年未満	308,300
5年以上6年未満	308,300
6年以上7年未満	308,300
7年以上8年未満	308,300
8年以上9年未満	308,300
9年以上10年未満	308,300
10年以上11年未満	308,300
11年以上12年未満	308,300
12年以上13年未満	308,300
13年以上14年未満	308,300
14年以上15年未満	308,300
15年以上16年未満	308,300
16年以上17年未満	305,000
17年以上18年未満	301,700
18年以上19年未満	298,400
19年以上20年未満	295,100
20年以上21年未満	291,800
21年以上22年未満	278,000
22年以上23年未満	264,000
23年以上24年未満	250,500
24年以上25年未満	236,600
25年以上26年未満	222,900
26年以上27年未満	205,300
27年以上28年未満	188,200
28年以上29年未満	170,900
29年以上30年未満	153,300
30年以上31年未満	135,300
31年以上32年未満	117,000
32年以上33年未満	99,100
33年以上34年未満	73,100
34年以上35年未満	48,800

第2条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

附則第4項から第12項までを削る。

附 則

（施行期日等）

- この規程は、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（亀岡市立病院職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）附則第7項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与規程（次項において「第1条改正後給与規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 第1条改正後給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。

「揭示済」